

## 第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）

### 1 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり

【現状と課題】

- ・児童虐待や犯罪被害など、子どもの人権や身体に危害が及ぶ事件が増加しており、子どもが安全・安心に生活を送ることができるようにする必要があります。
- ・子どもの権利や利益を尊重する大切さについて、さらに理解を促進する必要があります。
- ・当事者である子どもの意見を子ども施策に反映させるため、その機会の拡充が求められます。

| 施策                      | 施策の方向   | 主な取組  |
|-------------------------|---|---|
| (1) 子どもの権利尊重についての理解促進   | <p>■ 児童の権利に関する条約の普及や児童虐待などの権利侵害行為から児童を守るための普及啓発</p> | <p>□ 「人権教室」の活用など多様な場面での啓発。</p> <p>□ 児童虐待防止推進月間事業の推進など児童虐待防止の広報啓発。</p> <p>□ 子ども自身が悩みを相談できる窓口（子どもSOSダイヤル）の広報啓発。</p> |
| (2) 子どもの意見を尊重したまちづくりの促進 | <p>■ 「音更町子ども・子育て会議」等への子どもの意見の反映</p>                 | <p>□ 子どもワークショップの開催などにより、子どもたちの視点から検証し、必要に応じ各施策に反映。</p>  |

## 2 親と子どもの育ちを支える環境づくり

### 【現状と課題】

- 子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。
- 一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。
- 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長しているものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」を支援していくことが必要とされています。
- 近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しており、地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。

| 施策             | 施策の方向   | 主な取組  |
|----------------|---|---|
| (1)児童の健全育成等の推進 | <p>■ 子どもたちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「子どもの居場所」となる環境づくり</p>                  | <p>□ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）に沿った放課後などの居場所の充実。</p> <p>□ 「新・放課後子ども総合プラン」の推進。</p>   |
|                | <p>■ 地域全体で児童の健全育成を推進するため、子ども会や少年団などの社会参加・地域活動の推進とその指導者や地域ボランティアの発掘・養成</p> | <p>□ すべての児童がボランティア活動、社会参加活動などの多様な体験活動を行う機会拡充を継続。</p> <p>□ こども会、文化・スポーツ少年団など地域の団体活動を推進し、その指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域における児童の健全育成活動の推進を継続。</p> |

| 施策        | 施策の方向  | 主な取組   |
|-----------|--|--|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童の問題行動の未然防止活動</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、通報相談活動、広報活動を継続。</li> <li>□ スマートフォンやSNS・ソーシャルゲームなどを利用した他者との関わりなど、現在の環境に見合った健全育成対策の推進。</li> </ul>                           |
| (2) 食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者を対象に、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくりなどの体験学習の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保育園に通う児童の保護者を対象とした、栄養士による食事の指導とクッキング保育の充実。</li> <li>□ 保育園における「三角食べ」「三色栄養パネルシアター」の実施。</li> <li>□ 小学校の栄養教諭による食育教育の充実。</li> <li>□ 「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発。</li> </ul> |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 給食調理に関する栄養士の研修の充実や食に関する情報提供の継続。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保育園調理担当者を対象とした研修会及び担当者会議の開催。</li> <li>□ アレルギーなどに配慮した指導の強化、研修会の開催。</li> </ul>  |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校給食について、自校給食の充実</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自校給食の継続。</li> </ul>   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地場産品の給食食材の提供</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道産食材の積極的な利用。</li> <li>□ 「おとぴけ給食」の実施。</li> <li>□ 「おおそでくん・キッチン」の実施。</li> </ul>  |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊婦・乳幼児栄養指導</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 乳幼児健康診査、各種相談・教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導の継続。</li> </ul>  |

| 施策                          | 施策の方向  | 主な取組   |
|-----------------------------|--|--|
| <p>(3) 障がい等のある子どもの支援の充実</p> | <p>■ 関係部門が連携をとり、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実を図る</p> | <p>□ より身近な地域で、適切な支援を行うため、子ども発達支援センター、ことばの教室等における指導体制の充実</p> <p>□ 年少期からの療育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に要する交通費の助成を継続。</p>               |
|                             | <p>■ 保護者の育児不安の解消を図るため、心身の発達状況の確認や相談を実施</p>           | <p>□ 乳幼児健康診査の充実。</p> <p>□ 心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有する子ども等発達の経過観察が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児の悩みや不安を軽減。</p> <p>□ 発達に不安のある未就園児と保護者を対象とした遊びの教室の開催。</p> |
|                             | <p>■ 特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導及び施設整備の充実を図る</p>            | <p>□ 特別支援学級における生活介助員の派遣、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制の充実。</p>   |
|                             | <p>■ 保育施設等において、医療行為が必要な児童の受け入れを図る</p>                | <p>□ 認定こども園および保育園等において看護師の派遣等により医療的行為が必要な児童の受け入れの対応。</p>   |

| 施策                     | 施策の方向  | 主な取組   |
|------------------------|--|--|
| <p>(4) 児童虐待防止対策の充実</p> | <p>■ 関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進</p> | <p>□ 妊婦・乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援を行う。</p> <p>□ 各担当部局や関係機関との連携を強化するとともに、児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止。</p> <p>□ 要保護・要支援児童への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図る。</p> <p>□ 児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化。</p> |
|                        | <p>■ 児童虐待防止対策からアフターケアに至る総合的な支援を進めるため、要保護児童対策地域協議会を活用</p>           | <p>□ 要保護児童対策地域協議会の充実。</p>  |
| <p>(5) 相談支援体制の拡充</p>   | <p>■ 子育てに関する不安や疑問について相談する機会・場所等の提供</p>                             | <p>□ 子育て世代包括支援センターをはじめとした関係機関においての子育てや発達についての相談支援。</p> <p>□ 問合せ先等を子育てサイトやガイドブックに掲載。</p>  |
|                        | <p>■ 子ども家庭総合支援拠点の設置</p>  | <p>□ 支援が必要な家庭に関する相談・支援や情報の提供。</p> <p>□ 虐待発生時の情報の統括や対応について関係機関と連携し対応。</p>   |

### 3 家庭の子育てを支援する地域づくり

【現状と課題】

- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や協力を得ることが困難な状況にあり、さらに少子化により異年齢の中で育つことが少なくなるなど、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。
- ・仕事と子育ての両立が困難であるため、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。
- ・子どもを生き育てやすい環境づくりと、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

| 施策                     | 施策の方向  | 主な取組  |
|------------------------|--|---|
| (1) 教育・保育・子育て支援サービスの充実 | <b>■</b> 未就園の親子の子育て支援から、認定こども園、幼稚園、保育園における教育・保育、一時預かり等質の高い教育・保育の推進 | <input type="checkbox"/> 保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため「認定こども園」を推進。<br><input type="checkbox"/> 保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長のニーズに対応する延長保育事業の継続。<br><input type="checkbox"/> 障がい児が安心して保育を受けられる環境の充実。<br><input type="checkbox"/> パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的・緊急的な預かりの継続。<br><input type="checkbox"/> 保育園等に入園中の児童が病気の急性期、または回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて預かる病児保育および病後児保育の実施。<br><input type="checkbox"/> 保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日においても保育を必要とする児童を預かる休日保育の実施。 |

| 施策                   | 施策の方向  | 主な取組   |
|----------------------|--|--|
|                      | <p>■ 保護者のニーズに応じた子育て支援の充実</p>                             | <p>□ 利用者にとってわかりやすく、円滑な支援を実施するため、担当職員を役場や子育て世代包括支援センター、子育て支援センターに配置し、子どもに関する保護者の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する利用者支援事業を実施。</p> <p>□ 家庭内で養育をしている親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場、育児サークルの育成支援などを行う地域子育て支援センターの充実。</p> <p>□ 保護者の出産や急病、育児疲れなどで一時的に子どもを養育できない場合に、宿泊可能な施設において預かりを実施。</p> |
| (2) 子育ての相互援助活動の推進    | <p>■ 保護者の緊急・一時的なニーズに応じた地域住民の支援</p>                       | <p>□ 子育ての支援をして欲しい人と援助したい人が会員となり相互援助活動を行う事業の充実。</p>   |
| (3) 良質な保育の確保と情報提供の充実 | <p>■ 教育・保育職員の質の向上</p> <p>■ 利用者にとってわかりやすい情報提供・相談体制の充実</p> | <p>□ 地域の教育機関等との連携を図り、研修の機会の確保や研修内容の充実。</p> <p>□ 人材育成の観点から、第三者の目により客観的に問題点を把握し、改善するよう外部評価を受けることを推進。</p> <p>□ 広報紙、パンフレット、ホームページ、子育てサイト・ガイドブック等様々な媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報を提供。</p> <p>□ 各関係機関において、職員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関相互の連携を強化。</p>                                    |

| 施策                       | 施策の方向                                   | 主な取組  |
|--------------------------|---|---|
| (4) ひとり親家庭への支援の充実        | <p>■ ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などの取り組みの充実</p> | <p>□ 子育て・生活支援として、保育園入園等における配慮やサービス利用における助成の実施。</p> <p>□ ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続。</p> <p>□ 就労支援としてひとり親家庭の母親等の経済的自立が図られるよう、就労支援事業等の活用促進。</p> <p>□ 子どもの貧困対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策の充実。</p> |
| (5) 仕事と家庭の両立支援の促進        | <p>■ 多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを推進</p>      | <p>□ 子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供。</p>  |
|                          | <p>■ 仕事と子育ての両立の推進</p>                   | <p>□ 育児休暇の取得促進や子育て期間中における短時間勤務制の導入等、多様な働き方と子育てを両立しやすい職場環境の整備への取り組みの情報提供。</p> <p>□ 夫婦がお互い協力して子育てをしていく気運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供の充実。</p>  |
| (6) 子育て家庭における経済的な負担軽減の推進 | <p>■ 子育て家庭への経済的支援制度の周知の強化</p>           | <p>□ 子育てガイドブックやホームページなどにより各種手当や補助等の案内をし、利用することで家庭の経済的な負担の軽減を支援。</p> <p>□ 乳幼児及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担軽減を図るため、小学校就学前(住民税非課税世帯は中学校卒業前)の子どもに対する医療費の自己負担額の全額助成、小学生に対する医療費を自己負担分1割とする助成を継続。</p>                                     |



## 4 親と子どもの健康づくり

### 【現状と課題】

- 近年の晩婚化による高齢出産やひとり親・若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しており、また、都市化・核家族化の進展により、子育ての孤立化や育児不安も懸念され、妊婦・乳幼児健康診査や相談・指導体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していくことが必要です。
- 子どもの健やかな発育・発達やより良い生活習慣の確立を図るため、妊娠期・乳幼児期からの生活習慣病予防の取り組みを推進します。
- 「子育て支援は妊娠、出産期から」との観点に立って、中高生や初めて子どもを持つ若い世代を対象に、妊娠・出産・子育てなどについて学習する機会を提供するとともに、性に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

| 施策                    | 施策の方向   | 主な取組   |
|-----------------------|---|--|
| (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安心・安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦一般健康診査受診票の交付。</li> <li>□ 特定妊婦や生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について保健師による訪問指導の実施。</li> <li>□ 妊婦とその夫を対象に、保健師等が出産・育児について正しい知識の普及と仲間づくりの場を提供。</li> <li>□ 不妊・不妊症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。</li> </ul> |

| 施策               | 施策の方向   | 主な取組   |
|------------------|---|--|
| (2) 母親と子どもの健康の確保 | <p>■ より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、妊婦・乳幼児健康診査、相談、訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実</p>                             | <p>□ 子どもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施。</p> <p>□ 妊婦・乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し、受診勧奨を行う。</p> <p>□ 各種健診・相談・訪問を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応を図る。</p> <p>□ 妊娠・授乳時の喫煙や飲酒のリスクの啓発や、家庭内の事故防止対策の重要性を周知。</p> <p>□ 乳幼児から保育園・学校を通じて関係機関と健康課題を共有し、取り組みを推進する。</p> |
| (3) 思春期保健対策の充実   | <p>■ 学校教育において実施されている、児童生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、今後さらに関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発</p> | <p>□ 子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育を充実。</p> <p>□ 10代の自殺や不健康なやせ等の思春期の課題の重要性を踏まえ、心の問題に対処するため、相談体制を充実。</p> <p>□ 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみでの普及啓発を実施。</p>   |
| (4) 小児医療等の充実     | <p>■ 医療機関の協力の下で、予防接種などにより、感染症の発生や蔓延を予防するとともに、医療現場における育児等の相談体制を充実</p>                                | <p>□ 感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を実施。</p> <p>□ 保育園、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進。</p>  |

## 5 子どもが豊かに育つ環境づくり

### 【現状と課題】

- ・次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、調和の取れた発達を図ることが必要です。
- ・学校教育とともに、様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、子どもの実態を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援を充実させることが必要です。
- ・また、子どもを生み育てることの喜びを実感できるよう、家庭を築く意義を知る教育及び子育てのすばらしさ等の意識啓発の普及に努めます。

| 施策               | 施策の方向  | 主な取組   |
|------------------|--|--|
| (1) 学校の教育環境の整備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全な学校生活を送ることができるよう、施設・設備の更新、整備を順次進めるとともに、地域と連携した防犯対策</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校の教育環境については、順次、学校施設・設備の整備の継続。</li> <li>□ 地域住民に登下校時の見守り体制への協力を依頼し、児童の安全の確保を図るとともに、各校で不審者侵入時対策を実施し、防犯体制を強化。</li> </ul>   |
| (2) 家庭や地域の教育力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえ、家庭の教育力を向上</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家庭の教育力の向上にあたっては、保育園や小・中学校等の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発。</li> <li>□ 家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実。</li> </ul>                 |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒の地域行事への参加やPTA活動、町内会活動、生涯学習活動などとの連携・交流の促進のほか、育児サークルの育成やこども会、各種スポーツ活動等の活性化を推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 多様な経験を積みながら、健康に育つようボランティア・社会参加活動の機会を拡充。</li> <li>□ リーダー研修など様々な交流体験活動や集団活動の実施。</li> <li>□ 関係機関との連携による交流事業の充実。</li> </ul> |

| 施策                   | 施策の方向   | 主な取組   |
|----------------------|---|--|
| (3) 有害環境対策の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 喫煙・飲酒・薬物乱用の現状について、関係機関と連携し、これらが健康に与える影響等、子どもが正しい知識を習得するための効果的な対応を検討するほか、有害図書やスマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施。</li> <li>□ スマートフォン等の普及により、有害サイトへのアクセスが容易になっているため、保護者に対し、フィルタリング等の対策を啓発。</li> </ul>                           |
| (4) 次代の親づくりのための教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義についての教育・広報・啓発の実施</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 小・中学生が、子育て中の親子と語らう、ふれ愛交流事業の促進。</li> <li>□ ホームページ等各種広報媒体を活用した次代の親づくりの普及啓発の実施。</li> </ul>   |
| (5) 学校教育の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ T T (ティームティーチング) や少人数指導を進め、学力の向上を図るとともに、学習内容の充実</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童生徒の学習状況に応じてT T 指導、少人数指導の実施。</li> <li>□ 小中学校に人材バンク(リーダーバンク) の情報を提供し、必要に応じ活用。</li> </ul>           |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ いじめや不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興に努めるなど心身ともに健やかに育つ環境の整備</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめ問題等対策委員会においていじめ早期発見のための実態調査や未然防止策の研究を実施。</li> <li>□ 学校不適応・不登校児等個々の実態に即して意欲や自立心を培い学校復帰を支援するため、学校適応指導教室「ふれあい教室」を設置。</li> </ul> |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいのある児童の学習支援の実施等特別支援教育の充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生活介助員の派遣や学習支援員の配置等学習支援体制の充実。</li> </ul>   |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者の教育費負担の軽減</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 就学援助事業を継続し、小中学校教育の振興を継続。</li> <li>□ 就園奨励費等幼児教育の向上。</li> </ul>   |
| (6) 外国語教育の充実         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国人との交流を通じ外国の文化に慣れ親しむ機会の推進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 英語指導助手と外部英語講師の派遣による外国語授業の充実。</li> </ul>   |

## 6 子どもが健やかに育つ安全なまちづくり

### 【現状と課題】

- ・社会環境や生活実態の変化に伴い、子どもが安心・安全に遊べる環境が減少してきており、また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、良質な公的住宅及び公共空間の確保や子育てに配慮した生活環境の提供が求められています。
- ・交通環境の変化や交通マナーの低下などによる交通事故も後を絶たない状況にあります。
- ・妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりが求められています。

| 施策                 | 施策の方向  | 主な取組  |
|--------------------|--|---|
| (1) 子育てに配慮した住宅の確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て世帯のライフスタイルや家族構成などに応じた住宅の確保や住宅情報の提供を支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子育て世帯が暮らしやすい設備に配慮した公営住宅の整備。</li> <li>□ 公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を子育て世帯にあっせんし、一定期間家賃を補助する事業の継続。</li> </ul>                       |
| (2) 安心して外出できる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境の確保</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、維持管理を推進。</li> <li>□ 通学路や学校・こども園・幼稚園・保育園周辺の危険箇所、注意啓発看板や自発光警戒灯・赤色回転灯などを設置する交通安全対策の継続実施。</li> </ul> |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備への取組</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 多目的トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進と普及啓発。</li> <li>□ 公園の遊具などの定期点検や補修により、安全管理を図りながら既存の公園の再整備。</li> </ul>                         |

| 施策             | 施策の方向  | 主な取組  |
|----------------|--|---|
| (3) 交通安全教育の推進  | <p>■ 児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進</p>  | <p>□ 小学生、保育園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室の継続実施。</p> <p>□ 交通安全資材や教材の配付による普及啓発活動の実施。</p> <p>□ 小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取り組みの継続。</p> <p>□ 旗波街頭啓発やデイ・ライト運動の実施。</p> |
| (4) 犯罪等の被害防止活動 | <p>■ 子どもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体、子ども110番の家などの協力や、警察をはじめ関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止</p> | <p>□ 地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動の実施。</p> <p>□ 防犯灯の新設及び適正な維持管理などによる防犯対策の継続実施。</p>   |